

## ◆中小企業者等が、認定生産性向上計画に記載された機械を 取得した場合には、固定資産税が減免◆

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、中小企業者等が同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に、一定の機械装置を取得した場合には、その機械装置に係る固定資産税(税率1.4%)の課税標準を、最初の3年間は1/2に軽減する措置が創設されます

### ●対象資産の範囲

「中小企業の生産性向上に関する法律」の認定計画に基づき取得する新規の機械装置のうち以下の要件を全て満たすもの

- ①販売開始から10年以内のもの
- ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ③1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの